

議案第 9 4 号

狭山市都市公園条例の一部を改正する条例

狭山市都市公園条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 4 項の表及び第 5 項の表を次のように改める。

4 野外活動広場

区 分		1 区画当たり 1 回	摘 要
キャンプサイト		3, 0 0 0 円	市外使用者に係る使用料は、左記の金額にそれぞれ当該金額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加えた額とする。
オートキャンプサイト	一般サイト	4, 0 0 0 円	
	犬同伴サイト	5, 0 0 0 円	
ソロキャンプサイト		2, 0 0 0 円	

5 宿泊棟

区分	1 回	摘 要
1 号室	5, 0 0 0 円	市外使用者に係る使用料は、左記の金額にそれぞれ当該金額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加えた額とする。
2 号室	6, 0 0 0 円	

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 第 4 項の表及び第 5 項の表の規定は、令和 4 年 3 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

智光山公園野外活動広場及び宿泊棟の拡充に伴い、新たにオートキャンプサイト等の使用料を定め、宿泊棟等の使用料の額を改定するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。